

2 地方税制の動き(平成20年度)

(1) 税制改正の方針

平成20年度の税制改正は、現下の経済・財政状況等を踏まえ、持続的な経済社会の活性化を実現する等の観点から、研究開発税制の拡充や中小企業関係税制の充実等の経済活性化策、地域間の財政力格差縮小のための地方法人特別税及び地方法人特別譲与税の創設等の暫定措置等が講じられた。また、地方税においては、個人住民税における寄附金税制の抜本的拡充等の措置が講じられた。

(2) 地方税制改正のあらまし

平成20年度地方税制改正の概要は、次のとおりである。

ア 地方法人二税

- (ア) 消費税を含む税体系の抜本的改革が行われるまでの間の暫定措置として、法人事業税(所得割・収入割)の標準税率を引き下げることにより一部を分離し、地方法人特別税(国税)を創設する。
- (イ) 地方法人特別税は、課税標準を法人事業税(所得割・収入割)の税額(標準税率分)とし、都道府県が賦課徴収する。
- (ウ) 地方法人特別税の税収は、地方法人特別譲与税として人口(1/2)及び従業者(1/2)を基準に都道府県に譲与する。
- (エ) 公益法人制度改革に伴い、法人住民税法人税割及び法人事業税所得割について公益社団・財団法人に対し、公益目的事業から生じる収益を非課税とするなど、法人税と同様の取扱いとする等の措置を講じる。

イ 個人住民税

- (ア) 上場株式等の譲渡所得等及び配当所得に係る軽減税率(5%→3%)について、平成20年12月31日をもって廃止し、特例措置として平成22年12月31日までの間、一定のものについては3%の軽減税率を適用する。
- (イ) 地方公共団体が条例により指定した寄附金を寄附金控除の対象とする制度を創設し、控除方式を所得控除から税額控除に改め、寄附金控除の上限額を総所得額等の30%(現行25%)に引き上げるとともに、適用下限額を5千円(現行10万円)に引き下げる。
- (ウ) 地方公共団体に対する寄附金税制について、上記(イ)の適用に加え、下記の金額のうち、所得割額の1割を上限として、5分の2を道府県民税から、5分の3を市町村民税から税額控除することとし、控除対象限度額は、(イ)と合わせて総所得金額等の30%とする(いわゆる「ふるさと納税」)。
(寄附金 - 5千円) × (90% - 所得税の限界税率)

ウ 固定資産税・都市計画税・不動産取得税

- (ア) 長期優良住宅(いわゆる「200年住宅」)に対し、新築から5年度(中高層耐火建築物は7年度)分の固定資産税について、1戸当たり120㎡相当分までの税額の2分の1を減額し、不動産取得税について、課税標準から1,300万円を控除する。
- (イ) 平成20年4月1日から平成22年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事を行った住宅(賃貸住宅を除く。)について、改修工事が完了した年の翌年度分の固定資産税の税額から3分の1を減額する(1戸当たり120㎡相当分まで)。
- (ウ) 新築住宅に係る固定資産税の減額措置の適用期限を2年延長する。

エ 自動車税・自動車取得税

- (ア) 排出ガス性能及び燃費性能の優れた自動車に係る特例措置について、軽減対象をより環境負荷の小さい自動車に重点化し、平成21年度及び平成22年度分の自動車税並びに平成20年5月1日から平成22年3月31日までの間の取得に係る自動車取得税について適用する。
- (イ) 平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間、自動車取得税の自家用車に係る税率を5%とする特例措置(本則3%)を講ずる。
- (ウ) 自動車取得税の免税点を50万円とする特例措置(本則15万円)について、適用期限を10年延長する。

オ 軽油引取税

平成20年5月1日から平成30年3月31日までの間、税率を1キロリットルにつき32,100円とする特例措置(本則15,000円)を講ずる。

(3) 都独自の改正

以上の地方税制の改正のほか、都においては、次の措置を講ずることとした。

固定資産税・都市計画税に対する4つの軽減措置について

商業地等に係る固定資産税・都市計画税の負担水準の上限引下げによる減額措置、小規模住宅用地に係る都市計画税の軽減措置、小規模非住宅用地に係る固定資産税・都市計画税の減免措置について平成20年度も継続することとした。

新築住宅に係る固定資産税・都市計画税の減免措置については、創設当時の目的をおおむね達成している状況等を踏まえ、適用期限を1年間延長する経過措置を講じた上で廃止することとした。

(4) 平成20年度東京都税制調査会の答申

東京都税制調査会は、地方分権時代に相応しい地方税制度と、国・地方を通じた租税制度を、地方の立場から追求し、提言していくことを使命として、平成12年5月に創設された知事の諮問機関である。

本調査会は、創設以来、国税と地方税との税源配分の見直しや、東京都の独自課税などに関して、毎年度の答申を取りまとめてきたが、平成18年度からは、地方税制度と国・地方を通じる税制のあるべき姿を構築するという調査会の使命を鑑み、長期的視点から熟議を重ねて答申をまとめるべきだとの考えから、3年という委員任期に合わせて、答申を提言することにした。

この答申は平成18、19年度の間報告を踏まえ、3年間の調査会の審議の大成として取りまとめたものであり、「地方税財政制度改革のあり方」、「地方の基幹税のあり方」、「環境税制改革」の各項目により構成されている。その概要は次のとおりである。

ア 地方税財政制度改革のあり方**(ア) これまでの改革**

三位一体の改革

- ・ 地方の自主性の拡大につながらない国庫補助負担金改革、地方交付税総額の大幅削減など、数字合わせに終始

地方法人特別税・同譲与税の創設

- ・ 地方自治体の基幹税である法人事業税の一部を国税化し、分権改革に逆行するもの。税体系の抜本的改革を早期に実施し、法人事業税を復元すべき

(イ) これからの改革のあり方

改革の原点

- ・ 国民が安心して暮らし、持続的に成長できる経済社会を築いていくため、分権型社会を構築し、地方自治体が主体となった取組が不可欠

地方税改革の方向

- ・ 地方自治体が増大する役割を十分に果たすためには、税収規模の大きい基幹税を国と地方で分け合うことが必要
- ・ 消費税の地方への配分割合を拡大し、地方消費税の充実を図ること、法人二税を維持すること等が必要

財政調整のあり方

- ・ 税収と財政需要の両面をみて調整する地方交付税制度によるべき

改革における当面の諸課題

<地方共同税等>

- ・ 地方税を充実する際、地域間の税収格差を拡大させない方法として、既存の地方税の譲与税化や「地方共同税」を考えるべきとする意見があるが、地方の課税権を否定し、分権に逆行するものであり、地域間の格差是正にもならない

<道路特定財源の一般財源化>

- ・ 当面、道路を含め、広く都市や環境に負荷を与えている自動車に対する課税として位置付け、現行の税負担水準を維持することが適当
- ・ 東京の道路ネットワーク整備の必要性や一般財源を投入して必要な道路整備を行っている地方自治体の状況等に十分留意し、税源移譲などにより地方自治体の自主的な税財源の拡充を図ることが不可欠

イ 地方の基幹税のあり方**(ア) 地方消費税・消費税**

基本的考え方

- ・ 地方自治体が増大する役割を果たしていくため、財政基盤の強化が必要。所得税から住民税への税源移譲に続く次のステップとして、地方消費税の充実が不可欠

税率のあり方

- ・ 国・地方を通じた安定的な財源を確保するため、税率の引上げについて積極的に検討し、できるだけ早い時期に選択肢や道程を示すべき
- ・ 検討に当たっては、当面の景気状況に十分配慮するとともに、行政の無駄遣いを厳しく見直す必要

その他の課題

- ・ 軽減税率は逆進性緩和に一定の効果。一方で、適用範囲の合理的な設定が困難等の問題。効果とデメリットを比較考量しながら判断することが適当
- ・ 清算基準について人口基準のウェイトを高めるべきとする意見があるが、税収を最終消費地に帰属させるための指標であることを踏まえ、十分な議論が必要

(イ) 法人二税・法人税

基本的考え方

- ・ 法人二税は、歴史的にも、地方自治体の行政サービスの対価として重要な役割

法人二税を巡る諸議論

- ・ 税源の偏在を問題にする意見があるが、東京に税収が集中するのはやむを得ない面。一方、東京には昼間流入人口等に伴う膨大な財政需要

- ・ 税収の不安定性を問題にする意見があるが、地方税全体としてある程度「伸張性」も必要。また、法人事業税については、中小法人等の負担に引き続き配慮しつつ、付加価値割を拡大し、税収安定化を図ることが適当実効税率のあり方

- ・ 税及び社会保険料を合わせた我が国の企業負担は、高いとは言えない。また、実効税率の高さが国際競争力を阻害する主たる要因ではなく、引下げは早計

今後の課題

- ・ 法人事業税の還元、外形標準課税(付加価値割)の拡大が課題

(ウ) 個人住民税・所得税

基本的考え方

- ・ 個人住民税は、都道府県及び市町村の基幹税の一つであり、分権型社会において重要な役割を果たすもの個人所得課税を巡る課題

- ・ 経済社会の活力を維持しつつ、所得税の所得再分配機能を回復していく必要。今後の検討課題として、金融資産所得への課税のあり方、給与所得控除の上限設定、高所得者の公的年金等控除の見直し、給付付き税額控除の導入等

寄附金税制

- ・ 我が国の寄附金税制は、累次の改正により拡充され、控除割合では諸外国に遜色がない。控除対象団体について地方自治体の裁量を拡大することが適当

- ・ 寄附文化を醸成するためには、寄附に係る手続の簡便化、少額でも気軽に寄附できる環境づくりなど幅広く検討する必要

ウ 環境税制改革

(ア) 環境税制改革の基本的考え方

地球温暖化を巡る状況

- ・ 地球温暖化は人類の生存基盤に係る深刻な問題であり、今後数年の間に徹底した対策が必要
- ・ 都は国に先駆けた取組を実施。他の自治体も多様な取組を実施

環境配慮型税制の導入

- ・ 貴重な資源を消費して環境に損傷を与える行為に対し、環境負荷に応じて負担を求めることが「公平」という考え方を税体系の中に組み込む必要

地方自治体の役割

- ・ 国の動きが極めて緩慢なため、地方自治体の先駆的取組を積極的に進めていくことにより国を動かす

改革の留意点

- ・ 税制のメリットを踏まえつつ、他の施策と税制とを適切に組み合わせる必要

(イ) 環境配慮型税制の具体的方向

環境税(炭素税)

- ・ 環境税(炭素税)の導入を積極的に検討すべき。既存のエネルギー関係諸税は、将来的には、貴重な資源の消費に負担を求める環境税に再構築

- ・ 環境税は、消費に近いポイントでの課税が効果的であること、自治体が環境施策に果たす役割が大きいこと等から、地方税を主体とすべき

自動車関係税

- ・ 自動車の保有・取得に係る「車体課税」は、課税標準に環境負荷の基準を併用するなど、環境配慮の視点を拡大することが適当

- ・ 我が国の車体課税は、ヨーロッパ諸国に比べて高いとする意見があるが、自動車が社会に与える負荷は広範かつ大きく、相応の負担を求めることには合理性

政策減税

- ・ 持続的な経済成長を実現するため、技術開発やその成果である設備・システム等の普及を促進するための税制支援を積極的に検討すべき

東京都の環境税制

<平成19年度中間報告の課税案>

- ・ 平成19年度中間報告では、「化石燃料の消費に対する課税」、「電気やガスの使用に対する課税」などを検討。都単独の課税には、都県境の販売者への影響等の課題。また、現在の厳しい経済環境等にも留意する必要

- ・ 全国ベースの課税と単独課税とを視野に入れ、具体的な制度設計などさらに検討

<独自の政策減税>

- ・ 都は、大規模CO2排出事業所を対象に削減義務と排出量取引制度を導入。さらなる課題は、中小規模事業所及び家庭部門の対策強化。省エネなど自主的な取組を促進する観点から、税制面でも独自の政策減税を積極的に検討すべき